岩手県告示第581号

岩手県補助金交付規則第１条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月６日

岩手県知事　達　増　拓　也

改正前

組　織	給付金
［略］	
農林水産部	農地利用最適化交付金 地域資源活用価値創出対策交付金 ［略］
［略］	

改正後

組　織	給付金
［略］	
農林水産部	地域資源活用価値創出対策交付金 ［略］
［略］	

備考　改正部分は、下線の部分である。